

大阪公立大学医学部附属病院無期雇用職員給与規程

制 定 令和 4. 4. 1 規程 512

最近改正 令和 4. 8. 31 規程 582

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院無期雇用職員就業規則(以下「無期雇用職員就業規則」という。)第 2 条に規定する無期雇用職員(以下「無期雇用職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(再雇用者の給与)

第 2 条 無期雇用職員就業規則第 4 条による再雇用者の給与については、再雇用される直前に支給された給料月額とする。

(準用)

第 3 条 無期雇用職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほか、大阪公立大学医学部附属病院有期雇用職員就業規則(以下「有期雇用職員就業規則」という。)の適用を受ける者の例による。

2 無期雇用職員就業規則第 4 条により再雇用された無期雇用職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほか、大阪公立大学医学部附属病院フルタイム有期雇用職員給与規程及び大阪公立大学医学部附属病院パートタイム有期雇用職員給与規程を準用する。

附 則 (令和 4. 4. 1 規程 512 (令和 4. 8. 31 規程 582))

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定有期雇用職員就業規則 大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員就業規則(平成 31 年規則第 35 号)をいう。
- (2) 短時間勤務職員就業規則 大阪市立大学医学部附属病院短時間勤務職員就業規則(平成 31 年規則第 182 号)をいう。
- (3) 移行無期雇用職員 無期雇用職員就業規則附則第 4 項又は第 5 項の規定により無期雇用教職員となった者をいう。
- (4) フルタイム有期雇用職員給与規程 大阪公立大学医学部附属病院フルタイム有期雇用職員給与規程をいう。
- (5) パートタイム有期雇用職員給与規程 大阪公立大学医学部附属病院パートタイム

有期雇用職員給与規程をいう。

(特定有期雇用職員就業規則適用者の給料等の取り扱い)

- 3 移行無期雇用職員のうち、施行日の前日に特定有期雇用職員就業規則の適用を受けていた者の給料等の取り扱いについては、フルタイム有期雇用職員給与規程附則第3項及び第4項の規定を準用する。

(短時間勤務職員就業規則適用者の給料等の取り扱い)

- 4 移行無期雇用職員のうち、施行日の前日に短時間勤務職員就業規則の適用を受けていた者の給料等の取り扱いについては、パートタイム有期雇用職員給与規程附則第3項の規定を準用する。

附 則 (令和4.8.31 規程582)

この規程は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。